

国立大学法人小樽商科大学研究費不正使用防止行動計画推進委員会規程

(平成19年10月31日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）に研究費の不正使用防止に向けた行動計画推進部署として国立大学法人小樽商科大学研究費不正使用防止行動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 研究費の不正使用防止行動計画の企画・立案・推進に関する事項
- (2) 研究費の管理等についての実体把握・検証及び不正発生要因に対する改善策に関する事項
- (3) 研究活動に係る行動規範に関する事項
- (4) その他研究費の不正使用防止に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務担当副学長）
- (2) 事務局長
- (3) 学長が指名する教員2名

(任期)

第4条 前条第3号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の構成員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長からあらかじめ指名された委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学術情報課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年10月31日から施行する。

2 この規程施行後、第3条第3号に規定する最初の委員である者の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。